



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 小 田 急 電 鉄 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 木 利 満
(コード番号 9007 東証第一部)
問 合 せ 先 I R 室 長 端 山 貴 史
(TEL. 03 - 3349 - 2526)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮することを可能にするため、現行定款第 30 条および第 38 条の一部を変更するものであります。なお、第 30 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 38 条 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 38 条 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上